

平成29年 第11回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年11月24日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

平成29年 第11回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成29年11月24日（水）午後 3 時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（16名）

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1 千葉 憲 雄 | 2 小野寺 和 明 | 3 北 條 忠 夫 |
| 5 菊 池 勝 治 | 6 星 洋 子 | 7 高 橋 貞 信 |
| 8 佐 藤 清 喜 | 9 佐 藤 順 子 | 10 佐 藤 永 匡 |
| 11 菊 池 靖 樹 | 14 伊 藤 周 治 | 15 及 川 良 孝 |
| 16 菅 原 賢 一 | 17 高 橋 公一郎 | 18 倉 成 義 昭 |
| 19 佐 藤 豊 | | |

欠席委員（2名）

| | |
|-----------|----------|
| 4 松 平 光 典 | 13 浅 倉 茂 |
|-----------|----------|

事務局職員

| | |
|----------|--------|
| 事務局長 | 千葉 昌 |
| 事務局長補佐 | 小岩 敬一 |
| 農地係 係長 | 高橋 学 |
| 農地係 上席主任 | 保志 栄美 |
| 農地係 主任 | 柳川 明久 |
| 農地係 主事 | 宍戸 春佳 |
| 江刺分室 主任 | 高橋 倫子 |
| 前沢分室 主任 | 菅原 正美 |
| 胆沢分室 主査 | 大松澤 眞寿 |
| 衣川分室 主任 | 高橋 利之 |

平成29年 第11回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 15時30分

議 長 ただいまより、平成29年第11回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。
欠席の届出委員は、4番、松平光典委員、13番、浅倉茂委員です。よって、出席委員は定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、2番、小野寺和明委員、3番、北條忠夫委員の2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告を行います。
事務局長をして、主要会務報告をいたさせます。

事務局長 それでは1ページをご覧ください。

主要会務報告。平成29年10月17日から11月15日までの主な会務の内容をご報告申し上げます。

10月18日(水)から24日(火)、農業委員会制度改正に係る地区説明会を5会場で開催いたしました。対象者を行政区長、農協の農事実行組合長・農家組合長、認定農業者の地域の代表者に絞っての説明会とし、出席者は49名、約4割の出席率でありました。また委員さん方にも各会場に出席をいただきありがとうございました。会議では、地域推薦をどこで進めるのかといった心配や農業委員の割当てはあるのか、選考委員会はどういうものなのかなどの質問意見が各会場から出されました。今後、これらの意見等について検討委員会でも協議してまいります。まずは一定の周知はできたものと考えております。それから資料にはありませんけれども体制移行の関係で報告があります。農業委員及び最適化推進委員の定数条例の議会提案を12月議会としていましたけれども、2月議会に持ち越しとなりました。従来は3月ですけども今年度は市長、市議会議員選挙のため2月に繰り上

げての開催ということでの2月議会であります。持ち越しの理由は、当初は定数条例を12月議会、報酬条例を2月議会としていましたが、定数と報酬条例は同時に提案すべきとの総務からの指導によるものです。それでは報酬も早めればいいのではということになりますが、報酬の額を定めるに当たっては基本的には特別職報酬審議会を経ることとされております。その審議会が開催されるのが、他の特別職の報酬改定との関係もありすぐには開催できないということのため、12月議会提案には間に合わないということでありました。総務からは体制移行がスケジュール的に12月議会提案でなければならないというときは、審議会を経なくてもよいということでありましたけれども、その判断は農業委員会に任せられました。最終的には提案時期を繰り延べしても移行業務に大きな支障はないことや報酬審議会を経るほうが望ましいということで2月議会に提案することとしたものであります。ご理解をお願いいたします。10月25日(水)、平成29年第10回奥州市農業委員会農地部会では、事前に委員皆様に送付いたしておりました議案につきまして、提案どおり決定いただいております。10月27日(金)、平成29年度第1回奥州市農林審議会が開催され、阿部会長が出席しております。内容は農業委員等の定数についてであり、市長から農業委員の定数を24名、農地利用最適化推進委員の定数を40名、部会は設置しないことの3項目について諮問し審議いただきました。委員からは、選考委員会について、推進委員は国基準より少ないが影響はないのか、推進委員の資格や農地中間管理機構との関係について質問がありましたが、原案について妥当と認められております。11月1日(水)から2日(木)、岩手県都市農業委員会会長会優良先進地視察研修会が開催され阿部会長ほかが青森県に出張しております。2カ所視察いたしました。1カ所目の弘前市のJA相馬村は合併をしないことを全組合員で決定した組合員521名の小規模の農協で、リンゴを中心に頑張っているJAの取組みについて、2カ所目の十和田市の「一般社団法人日々木の森」が経営している「農園カフェ」は、障害者の就労支援を目的に市内の農産物を活用したメニューや加工品の製造・販売に取り組んでいる事例でございました。11月10日(金)、平成29年度岩手県農業委員会大会には、今年は農政部会の委員、運営委員そして受賞された委員さん方が参加されました。以上でございます。

議長 主要会務報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、主要会務報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長
農地係長

高橋農地係長。
議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は12件でございます。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望はございませんでした。

以上12件でございます。ご報告いたします。

議長

報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長

質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長
農地係長

高橋農地係長。
議案書5ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は5件でございます。

番号1は、労力不足のため解約するもので、議案第2号番号4に関連がございます。番号2は、労力不足のため解約するものでございます。番号3は、貸し替えのため解約するものでございます。番号4は、売渡すため解約するもので、議案第2号番号31に関連がございます。番号5は、自作するため解約するものでございます。

以上5件でございます。ご報告いたします。

議長

報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長

なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので可否の決定を求める。平成 29 年 11 月 24 日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が 13 件、賃貸借権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 32 件の計 47 件です。

番号 1 は、相手方の要望による売買です。総額 200,000 円です。番号 2 は、隣接地取得による売買です。総額 450,000 円です。番号 3 は、作業の効率化のための売買です。総額 50,000 円です。番号 4 は、相手方の要望による売買です。総額 774,000 円です。番号 5 は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号 6 から番号 9 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号 10 は、借受地取得による売買です。総額 100,000 円です。番号 11 は、借受地取得による売買です。総額 30,000 円です。番号 12 は、相手方の要望による売買です。総額 1,500,000 円です。番号 13 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を新規設定するものです。番号 14 から番号 16 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号 17 は、作業の効率化のための売買です。総額 420,000 円です。番号 18 は、隣接地取得による売買です。総額 990,000 円です。番号 19 は、規模拡大による売買です。総額 770,000 円です。番号 20 は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号 21 は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年額 5,940 円です。番号 22 は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年額 21,408 円です。番号 23 は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号 24 から番号 40 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号 41 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を新規設定するものです。番号 42 から番号 46 は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。番号 47 は、後継者へ生前一括贈与するものです。

以上 47 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第 1 号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書16ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が27件、所有権の移転が9件の計36件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号5は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号6から番号15は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号16は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号17は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号18及び番号19は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号20から番号23は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号24は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号25及び番号26は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号27は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号28及び番号36は、個人間の売買です。

以上36件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「議長」の声あり)

議長 10番、佐藤委員。

10番委員 10番、佐藤です。わからないので教えてほしいのですが、例えば番号14、賃貸借で29年12月から34年12月24日となっているんですが、この期間中に基盤整備で工事してとかやってくと、例えば、途中でこれは解約できることなんですか。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 ただ今の10番委員さんのご質問にお答えをいたします。今回は3年間の再設定

ということですが、この賃貸借契約、ものによっては基盤整備の該当地区等に入っているもの、あるいはこれから入ってくるもの等も当然ございます。実際には事業の進行等によっても変わってくるんですが、例えば換地の計画等ができますと、一番最初に仮換地等が、初期の計画があがって、それから調整等をして、あるいは工事をして本換地に向かって進んでいくと。あとは事業の進み具合、早い地区、地区の中でも早いところ遅いところあるわけですけども、その中で基盤整備側との調整ということにもなるんですけども、貸し借りについては検討をしていくと。いずれ、この計画は市の公告として決定するわけですけども、当然これがコンクリートなもので変えられないということではなく、必要があれば当然修正、直していくものであるということになってございますので、いずれ基盤整備の対象地区の場合は、進み具合にもよりますが、場合によっては1年間、例えば転作だけやってそのあとに移すとかそういうことも十分考えられる訳です。今回はその部分で3年間という形の契約になっておりますけども、これ自体は進み具合によって最終的に担い手組織なりの方に移っていくというような形になろうかと思えます。この辺は農業委員会だけではなくて、市としての公告がありますので、市なり県と、あるいは改良区含めて協議しながら作っていくという形になろうかと思えます。

(「了解」の声あり)

議長 ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 暫時休憩いたします。

(15時55分 休憩)

(15時56分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書24ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ

いて。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は2件でございます。

番号1は、共同住宅等を整備するもので、議案第4号の番号3及び番号4と関連案件となっております。共同住宅1棟224.22㎡、駐車場14台分175㎡、通路等473.1㎡、位置指定道路134㎡、法面等64.56㎡を整備するものでございます。番号2は、牛舎を整備するものです。パイプハウス牛舎1棟184㎡、通路46㎡を整備するものでございます。

以上、2件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第3号の補足説明を行います。

番号1は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない小団地の農地であること。収入を得て生活の安定を図るため共同住宅1棟等を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、農業振興地域の農用地区域内であることから農用地と判断いたしました。農用地は原則不許可ですが、農地法第4条第6項ただし書きに規定する、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項で規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしてしようとするものであること。事業拡大のためハウス牛舎等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案をするものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1について、9番、佐藤順子委員お願いたします。

9番委員 9番、佐藤でございます。11月8日、私と及川良男委員と事務局職員2人と一緒に現地確認をしてまいりました。番号1の現地は奥州市役所から南に約3.1km、市立水沢南中学校から南西に350mのところがございます。周辺地目は、東、西、南が宅地、北が用悪水路になっております。第2種農地ということですが、そこに住んでいたご両親が亡くなってしばらく放置している状態で鬱蒼としておりました。その前には集合住宅ができておまして、それに続いてそこに集合住宅を建てるといことのようにです。それに伴う道路の申請も今回出ておりましたけれども、これは許可相当であるというふうに認めてまいりました。以上でございます。

- 議 長 次に、番号2について、16番、菅原賢一委員お願いいたします。
- 16番委員 11月9日、私と伊藤博委員と事務局職員2人と現地確認をしてみました。
番号2の現地は衣川総合支所から西に1.4km、衣川地区センターからは1.6km西側に位置しておる場所です。隣接地については、東が畑、西も畑、南は公衆用道路と田んぼ、北側は山林という状況です。ハウス牛舎を1棟増築することでありまして、周りにも影響がなく、現地もそのままです。許可相当ということで認めてきました。以上です。
- 議 長 議案第3号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。
- 議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)
- 議 長 高橋農地係長。
農地係長 議案書25ページをご覧ください。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。
今月の案件は6件でございます。
番号1は、売買により貸駐車場を整備するものです。貸駐車場16台分264㎡、通路254㎡、擁壁・法面104㎡を整備するものでございます。番号2は、賃貸借により倉庫等を整備するものです。倉庫1棟247.27㎡、通路等79㎡を整備するものでございます。番号3及び番号4は議案第3号の番号1と合わせた関連案件でございます。売買により共同住宅等を整備するものです。共同住宅1棟224.22㎡、駐車場14台分175㎡、通路等473.1㎡、位置指定道路134㎡、法面等64.56㎡を整備するものでございます。番号5は、売買により宅地分譲10区画2,265㎡、宅地開

発指導要綱道路70㎡、位置指定道路330㎡、宅道35㎡をそれぞれ整備するものでございます。番号6は、売買により居宅を建築整備するものです。居宅1棟68.86㎡、駐車場2台分25㎡、庭等70.88㎡、通路等117.26㎡を整備するものでございます。

以上、6件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため駐車場16台分を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため倉庫1棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3及び番号4は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない小団地の農地であること。収入を得て生活の安定を図るため共同住宅1棟等を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号5は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲10区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号6は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。居宅等を建築整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号5について、9番、佐藤順子委員お願いいたします。

9番委員 11月8日、及川良男委員、事務局職員2人の4人で現地確認をしてまいりました。番号1は、奥州市役所から南東に約1.2km、JR水沢駅から南に約540mのところでございます。東西南北宅地の中に畑が少し残っているという状況で真ん中

にある畑ですので、第3種農地でございますので、事前着工もなく、許可相当と判断してまいりました。番号2は、奥州市役所から南東に約1.3km、JR水沢駅から南東に約560mのところがございます。隣接した土地は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が雑種地となっておりますけども、そこに併設して倉庫を建てたいということですので、許可相当と判断してまいりました。番号3と4は、奥州市役所から南に約3.1km、市立水沢南中学校から南西に約350mのところがございます。集合住宅に通る道路を整備するということございまして、東が市道、西が畑、南が宅地、北が畑。道路を整備するということですので、これも許可していただかなければ集合住宅ができないということですので、許可相当と判断してまいりました。番号5は、奥州市役所から西に約780m、市立水沢小学校から南西に約490mのところがございます。第3種農地で、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が田んぼとなっております。事前着工もなく、許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号6について、2番、小野寺和明委員お願いいたします。

2番委員 2番、小野寺です。11月9日、私と鈴木哲也委員、事務局職員2人の4人で現地を確認してまいりました。番号6の申請地は、前沢総合支所から北に約650m、JR前沢駅から北西に約1.1kmに位置しており、申請地の周辺地目は、東は市道、西は宅地と畑、南と北は宅地となっていました。地目、現況とも畑で、居宅等を建築整備するもので、事前着工もなく、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 柳川主任。

主 任 議案書27ページをご覧ください。

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年11月24日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は10件です。

番号1は、労働力不足のため昭和50年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野62㎡となっています。番号2は、耕作不便地であることから、昭和40年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野79㎡となっています。番号3は、昭和52年頃に庭等を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地185㎡となっています。番号4は、昭和53年頃に店舗を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地229.68㎡となっています。番号5は、昭和52年頃に倉庫等を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地130㎡となっています。番号6は、平成2年頃に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地166㎡となっています。番号1から番号6については、11月8日に佐藤順子委員、及川良男委員が現地確認を行っています。番号7は、労働力不足のため昭和50年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野264㎡となっています。番号8は、昭和63年頃に土地改良法により換地を受けた残地であり、面積や形状から耕作することが困難になり、平成元年頃に宅地化したもので、現地は宅地8㎡となっています。番号9は、労働力不足のため平成8年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野1,179㎡となっています。番号10は、耕作不便地であることから、昭和62年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野707㎡となっています。番号7から番号10については、11月8日に菊池靖樹委員、佐藤元悦委員が現地確認を行っています。

以上10件でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号6について、9番、佐藤順子委員お願いいたします。

9番委員 11月8日、及川良男委員、事務局職員2人、私で現地確認をしてまいりました。番号1と番号2は同じ場所でございます。奥州市役所から北西に約4.4km、佐倉河地区センターから西に約2.7kmのところがございます。どちらも鬱蒼とした原野になっております。長い間原野化しておりましたのでこれはとても復元は無理と判断してまいりました。番号3は、奥州市役所から南東に約2.9km、真城地区センターから北東に約1kmのところがございます。東は市道、西は雑種地、南は雑種地、北が市道となっております。こちらも宅地としてずっと使っておりましたので復元は不可能と判断してまいりました。番号4は、奥州市役所から南東に約2.7km、真城地区センターから北東に約1.2kmのところがございます。東が市道、西が雑種地、南が宅地、北も宅地になっております。お店を営んでいるんですがその土地の端端にどういうわけか残ってしまった土地のようでございます。小

さい面積ですけれども宅地として使っておりますので復元は無理と判断してまいりました。番号5は、奥州市役所から南東に約3.1km、真城地区センターから北東に約840mのところにございます。東が公衆用道路、西が用悪水路、南が宅地、北も宅地となっております。長い間宅地として利用しておりますし、長い間放置したものですので復元は無理と判断しました。番号6は、奥州市役所から南西に約2.5km、県立胆沢病院から北西に約1.3kmのところにございます。東が田んぼ、西は宅地、南は市道、北が用悪水路となっております。倉庫も建っておりますし、もうこれは復元は不可能と判断してまいりました。以上でございます。

議 長 次に、番号7から番号10について、11番、菊池靖樹委員お願いいたします。

11番委員 番号7から番号10について、現地確認の報告をいたします。番号7につきましては、江刺総合支所から東に約1.3km、市立岩谷堂幼稚園から東に約500m。向山団地というところの上の方にありまして、隣接地が、東が宅地、西が原野、南が宅地、北が山林でございました。現状を見ますと細い面積で、山沿いに続いているところでしたので、原野化しておりましたので、復元は無理ということで判断してまいりました。番号8につきましては、江刺総合支所から南に3.9km、江刺愛宕地区センターから南に約2.7km。隣接地は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道となっております。畑等につきましては宅地を建てた時にもうアスファルト舗装がされておましてこれも復元無理ということで判断してまいりました。番号9、番号10は同じ場所にありますので一括で報告させていただきます。場所は江刺総合支所から南東に約8km、藤里地区センターから南に2.9km。隣接するのは、東、西、北が原野、南側が用悪水路です。こちらも長い間放置されておりましたので、もう本当に原野化されておまして、進入路らしきものもありましたがそれも雑木がいっぱい復元は困難と判断してまいりました。確認は、11月8日、佐藤元悦委員、事務局職員2人と私の4人で確認してまいりました。以上です。

議 長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 16時23分